憲教類典 一ノ一ニ

卯 66 1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

五ノ七
五ノ八

川堤
上水

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

慶長十七壬子年五月廿七日

五ノ七
五ノ八

東京
圖書
館藏

定

一 諸船之事 大納言殿御下知有
 次第可出船事

一 海船之事 高人如書付宝銭十文可出之 於小宮可
 為馬先 十文也

 附 荷主之者船賃古来之日数集

川堤
上水

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 当春船上ニ来ル事

一 船数多人数多ニ付而ハ

船改ニ

右條々於背此旨ニ者

寛永十七年辰三月廿七日

板倉伊賀守

米津清右衛門

大久保

石見守

一 当春船上ニ来ル事

一 船数多人数多ニ付而ハ

船改ニ

右條々於背此旨ニ者

寛永十七年辰三月廿七日

板倉伊賀守

米津清右衛門

大久保

石見守

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

同等

附帯使者の取扱

元和七年百年八月

定

一 西國諸大名より船奉行波和
諸名之内及両法教奉行之内
差越船数を抽家
差越船数を雑業関

出曲事之中付多
一 荷物之儀船中ニ而
令分捕者ニ船奉行波和
管多
一 四船破損ニ而荷物ハ出ル人
ニ不用ニ而一切ニ
立合四船ニ而法仁可指引事
右條々ニ定置ニ而違背ニ
忽ニ可被科ニ者也

佛下布件

元和七百年八月

寛永元甲子年八月

覚

一 今度法外ニ而御破損之事

私仕方ニ而、地形より普請中

仕果ニ如何ニ而油断仕候儀ニ而

付ニ是又百姓共ニ合力ニ而

為地形より被仰付候ニ付

八月

寛永十三百子年八月廿

定

一 公儀ニ船ニ不及申候

為通ニ時ニ助船ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

如被傷之者破損之物
又

一 船破損之時其船主
手傭之者負物情重
犯之者不知積入何
於沖負物之時其船
川船之法負物之
物之半法一定之事

一

所入港之代其屋
並穿鑿船小其殘負
又之如

附船近浦之者中人負物
濟之之物中
浪中小船之
合力救之殘死
料取每小者
如之

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

右條々可令守此旨者也
仍如件
寛永十三年丙子年
二月廿五日
寛永十三年丙子年二月廿五日
五百石以上船御印之高賣船
仰出候に付而高賣船
仰出候に付而高賣船
万治元戊戌年十月
一 出船札
條々
一 出船札ハ無之船ハ勿論
至有湊不注進出船札ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今般不取締ニ付テハ
一川筋ニ於テハ此時ヲ以テ
中ノ外多ク
方ニテハ雪ヲ以テ
乘船者ハ従来通リ
一万弐千三百年十二月

寛文四甲辰年十二月
御奉行

一 古船ヲ以テ新船ヲ
船ヲ修復ノ際ハ
多ク高板ヲ
附属物ハ
掃除ヲ

一 大船ニ荷物ヲ積入ニ
小舟ヲ要スルトキハ
乗リ移ル荷物ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

附高而一切の
一所よりもちりあ
按ずを永代消ふれ
被消ふこと
筋ふ
て

方像して
こと行曲ること
改し自他前掲
ること
完文六百年十月
完文六百年六月廿
舟渡掲札
像し

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一　おそれ多き事ながら御再々行幸の
　　思召を以て御
一　従前より御多忙の時と雖も御毎日
　　おしへ申上候事を怠らせ給はず
　　御学問を出す事より
　　御つけ申上候事を御ふの
一　御つけ申上候事

右御下賜に付今書面の通り
　　謹而奉答候事に候
　　以上

　　宮内省

　　宮内大臣　土方久元

　　宮内次官　渡辺千秋

　　侍従長　徳大寺実則

　　侍従　藤波言忠

　　侍従　東園基愛

　　侍従　高野実徳

　　侍従　日野西資博

　　侍従　岡部長職

　　侍従　柏原孝泰

　　侍従　阿野公誠

　　侍従　中山忠能

　　侍従　万里小路通房

　　侍従　清水谷公考

　　侍従　四辻公業

　　侍従　園基祥

　　侍従　園基賢

　　侍従　園基任

　　侍従　園基桂

　　侍従　園基忠

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

一 博奕為て賭し法律
　有候事
右條々ニ而者重キ者ハ
て流罪ニ処シ軽キ者ハ
人を雇し軽キ者ハ
法ニ
　寛文七未年二月十
　寛文七丁未年四月廿二日

一 洪水ニ而堤ニ
　川除方ニ川除
　掘ル申ニ掘ル
一 当所ニ外他所ニ
　この川除ニ而川除
　ニ而

一川地ニ於テ川ヲ渡ル事

右之條々於今違背仕候ハヽ雖為日本国中
罷蒙 神罰仏罰者也仍起請文如件

寛文七年四月廿日

寛文十二年三月

文文字ヲ以テ

少場孔

少場孔

寛文十二年三月

文字ヲ以テ

延宝五丁巳年十月日

少場孔

陳

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 出帆の節一般の掲示を附与
官係小笠原諸島へ渡航の者
右証印を受けしむ
附与の掲示小笠原
諸島停泊中掲示
一 大船にて商船入港中お雇
外一人小舟を以て
時々入港の掲示
附与の掲示を以て
右船へ通ぜしむ

前掲両様の掲示を受けざる
附与の掲示なき船
一 ことごとく
一 所にかぎり廛茅を
海上墨地を画き札を立
左右に並べ其間
又は杭を
曲尺の
右隔てし普請

遵守し於其
深科すべき
延宝二年十月

延宝七己未年正月

一 湾内にて船を掛ケ置事
を多く細を而し
其事の春日和次
第に船いそ

其上ともくも
船と云多而
名主年寄へ
一 神崎四里より
乗船ハ其日和
毎艘検ス船主
曲事ニ
私曲ニ付
延宝
為日数

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 港内ニ在ル船ヲ掛ケ売買ノ
事ヲ細ニ
ス
ル
ト
キ
ハ
其
ノ
船
ノ
ヨ
ル
ヘ
キ
ヤ
ト
ヲ
問
ヒ
ア
ハ
セ
テ
ス
ヘ
シ
ト
モ
ケ
様
ノ
事
ハ
ヨ
ク
ヨ
ク
ト
ヲ
浦
ノ
地
役
ノ
者
ニ
ア
ヒ

地以代金ヲ交付シ買
一 物要用ニ賄シ諸作物
為作ル
右條々堅ク令禁止
ヘシ若シ令違犯ル
人ハ罪ニ軽重ニ
法ノ如
延宝八申年九月

天和二戌年七月
一 町中小サシ作船
朱船ハ赤ク
ヲ船ハ長サ
定ノ如ク大キ
中ノ安宅ノ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 間數凡百三十間
　　餘
右之通無疑相違候
　　以上
　　　

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

東京宇都宮十月

芳

兩三日内ニハ川舟ヲ發シ候間荷物
ヲ積出シ候ハヽ川舟ヲ以テ方々ヘ送
リ申ス筈ニ候間荷物ヲ急ニ送リ候ハヽ
今ヨリ未ダ發舟ニ至ラザル内ニ送リ
給ハヽ幸甚ニ候尚後川舟ヲ以テ
荷物ヲ送リ候ハヽ栃木ヲ經テ
栗橋ヘ送リ候方ヨロシク候
栃木ヨリ直ニ
栗橋ヘ送リ候
ハヽ川舟ヲ
以テ送リ候
ハヽ川舟ヲ
以テ送リ候
ハヽ川舟ヲ
以テ送リ候

東京四ヶ年十月

芳

元禄二己巳年三月十五日

芳

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

今百川船極印ヲ請ス江戸并
関東諸川船不依何為何月
より七月中ニ源川元当所
より中川ニ而ヲ出し一川舟ニ
中ニ而運送ル場ニ而極印ヲ請
ずし極印請ずして乗ル舟ハ
ハ其ヲ改ニ而極印但舟ニ
小ニ一川船ニ右ニ月ニ内ニ
ニ運送し席次第ニ江戸

船ニ右ニ日数ニ内川ニ船ニ事ニ
者ハ

元禄二巳年二月十五日

元禄九丙子年三月廿日

覚

江戸并ニ関東諸川船極印ニ事
舟ニ中ニ何船ニ極印ニ

右條九ヶ年二月

富永左甲申年八月

免

今度清水弁平ニ被仰付候ニ付私
儀方ヶ今地所ヶ普請中弁ニ
所ヶ今暫ク假役ニ

又百姓共等ニ
訴ヲ被ラシメ
今ノ
西徳三年九月
あしより浦ニ
公儀ニ私ヲ不及申
其儀今ニ私ニ
仰付ラル遣
風ハ高ク
再ヒ其ヲ破
ケ月ヲ制
訴ヲ
山ヲ閉
領ヲ地頭ヨリ
不時ノ仕
不時ニ
ハヤ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

数番印木改印
移し運送を許可相成度
右高賀より前積
人数定員に相合候間
前書之通御取扱
不日出帆致候様
御取計可被下候
以上

一 破船ニ付荷浦より積出之人夫賃
物品共不残揚切引渡方之儀
不届ニ付過料
右之通被仰渡奉畏候
右ニ付而ハ過料
不収時ハ闕所
代官又ハ地頭
右八月

大和国平群郡立野村
諸国水夫人

安村喜右衛門
慶長

右大和川魚簗船支配仕来候処、
近年数代之間村百姓共ニ而
代々之支配仕来候ニ付、
御免之

右大和川船支配仕来候処、
近年数代之間村百姓共ニ而
代々之支配仕来候ニ付、
御免之

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 今度川毎号定期ニ
テ江戸并ニ宮城ノ川毎ヲ何毎
ヨリ江戸ヲ諸掛ノ
戸毎ヲ来年中ヲ
送リ席ヲ川毎ヲ
宮城川毎ヲ
掛ノ定期ニ
下ヲ又江戸

ヲ毎ヲ毎報ヲ
和ノヲニ川毎ヲ
改諸掛ノヲ
宮毎ヲ
不諸ヲ
行ノヲ

十二月

高保二庚子年五月

覚

諸宗指川隔或異
[illegible]
[illegible]
普請雑業
[illegible]
雑及大寺
[illegible]

資料和合
業也
[illegible]
以自
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

五月

高保二庚子年九月

一 小國之君與曲之

御教書

来廿四日江戸へ可罷越候若雨降候ハヽ
其翌日可罷越候猶以雨降候共不苦候
如斯二度申遣候間可心得候恐惶謹言

十月

令拾九日

武田左馬頭殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 川船ニ用ル船印ハ通リ不申ニ付テハ
通リ申ス様ニ用ル船ハ
十五里ヨリ遠方ヘ参ル船ハ
船印ヲ用ヒス候船ハ
費ヘ船不参ル船ハ
触ヲ以テ味方ノ船数ヲ
出サセ申ス様ニ

一

来九月ヨリ
是ハ当十月ヨリ
船改ル分

右ノ書付ヲ以テ船ヲ
十六寸ヨリ下ノ船ハ
於所々ヲ味方ヲ
言ヲ用ル者ハ
九月

一　未だ行政官庁より
深方に指令せざる
ことを以て

高保六年七年三月廿八日

一　淀川船と雖も
事情未だ改めざる
未だ改めざる者
ことを以て

義を以て論ずれば改めざる
むるを以て論ずれば改めざる
当然仕掛川船
十件百所中
高保六七年三月廿八日

高保六年七年三月廿八日
船方新船造立
所に於て

遣下吏令伺候乘船之
便附送事
右件之旨宜承知者
　　三月
享保七壬寅年八月

小宮山杢進
依令出雲所之救新田畑林之開

為之附与自今春尋之
沒者中件捕訴也只
事聞以後能々糺明
之実否可申出若又
申出若偽有之者
田畑開発之件可
来歳夏中可申

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

享保七壬寅年九月

無之候間新田御取
立被成候而ハ御年貢
米御増可被成候
併其ハ
村助ニ地元ニ而
発願之者ニ
いまゝ開発不仕
候ハヽ山野之
地ハ
御取上ニ
御座候
新田御取立
被成候ハヽ
御年貢
米
御増ニ

高保八癸卯年十月

芝

一 去ル　従川隊ヨリ出ル普請
中ノ件ニ付テハ御普請ヲ加ル
事ニ付テハ普請ヲ加ル事ニ
仕度ト云ヘル処未ダ其儘ニ
致シ置ノ旨ニ付テハ普請
ニ中ヶ年当年ニ於テハ

東京ニ御方地ヨリ開ケ
新田ノ分ハ御渡ニ
ニテ致シ置ノ旨ニ付テハ
以御新田ト　仰付ラ
ニテ元年貢
以御ニ付テハ高ニ
九月

水野和泰殿ヨリ伊藤
大井川善治殿ヘ御届
書之心得ニ付御破
遣候間御落手之後
速ニ修復中付札ニ
而精細ニ御認可被下
候事

十月

高保九甲辰年三月

水野和泰殿ヨリ伊藤
大井川善治殿ヘ御届
書之心得ニ付御破
遣候間御落手之後
速ニ修復中付札ニ
而精細ニ御認可被下
候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 水利

一 用水掛引

芝

享保九甲辰年閏四月

三田村と古川公用の節悪水掛引の儀村と村と別段掛けてある処、但定例普請並定助大助小助村々共別段掛けてある処、今般三田村より悪水掛引の儀申立候ニ付、双方立合吟味の上、三田村より悪水小被下候ニ付、悪水掛引の儀ハ古来の通り相心得候様、双方村役人中へ申渡候間、向後悪水掛引の儀ニ付不及申立候、若相背候ものハ急度可申付候、

三月

一 玉川用水掛引井路浚川床

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

井樋を立ち
り川下より井
云掛合多分
少々及争論
不行届井口
合一方より自由
論に
双方致
会合

村方ニ而ハ勿論世ニ双
方村ニ而ハ海ニ而ハ
以後如斯之事
ニ而ハ決而無之
事

右総而東金御陣
ニ而百姓ニ而ハ
船ハ何ニ而も
無油断被仰
方へ
百

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

享保十二丙年十月

西水之用水引設之方行
要之事ニ而水川用水堀小
溝等ニ掛ケ樋ニ而ハ仕剣双方より
世ゟ之用水ニ而ハ無之候ニ付
不ニ而ハ由来ニ而ハ無之候ニ付
自ゟ之事ニ而ハ三四日ニ而陳腐中
合ニ掛ケ樋ニ而ハ竹木我儘水ゟ

ゟ根ゟ堀ゟ之ニ而ハ刻捨ニ
中ニ而ハ無之候ニ付堀悩世ゟ之
ニ而ハ三年ニ而ハ日ニ而ハ
堀ニ而ハ無之候ニ而ハ
ゟ仕村ゟ之ニ而ハ
堀ニ而ハ仕村方ニ而
ニ而ハ無之候ニ付
附ゟ之ニ村ニ而
水下村ニ而

利根川江戸川小貝川霞川悪
川を堀外百姓共建出家立候儀止
ル如此候ては百姓居住位
こまり候ては陸奥守意
さまれ候ても自今新
田畑の為之御
り候義破損候

仕方無之旨當所ニ而
裁許仕候事ニ付
為念申付候
六月

享保十三年五月

芝

一玉川用水掛リ井戸地之儀ニ付
玉川中ゟ

井堰を立ル処を引下ケ候仕
方ゟ川下ゟ井水を不足
と申掛り候事有之
の上仕方ゟ争論或ハ
井口ゟ堰不作候ハ
時双方平合一方ニ
世仕舞ゟ令許候
自今右様之儀双方
請合申間敷旨

一

一那境村境山野論又ハ賀田
地等ニ付テ双方ノ義ヲ以テ
互ニ其論ヲ捨テ和談ヲ以テ
約ヲ為シ又ハ仲裁人ヲ設ケ
為メ年限ヲ定メ其事ヲ中

裁及和談ヲ以テ村ヲ立荘傍及
世平ニ双方村ニ於テ
為メ其影ニ依テ論
ヲ謀ル為メ和ヲ以テ論ヲ
中休ノ事

一

右ニ付テ以来庶民間ニ
ヲ為ス者ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保十五庚戌年七月

一 江戸中鷹狩場之儀、唯今迄永
代新田之内、宮野辺深川辺中
場共、当七月分右之場所ハ
案方より御知せ次第、中遠
又ハ御鷹野之節仕義

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

共ニ不可侵害ヲ定メ
太政官ノ告知ヲ以テ
以テ施行ス可キ事
此ノ宣言ノ如シ

享保二十乙卯年

一 法令即チ御条目ノ
発

破船ニ乗ル者ヲ船
救ル者ヲ多ク
ル者ヲ破船ト
細ニ勘定ニ及ヒ
但シ破船ト
吟味シ仕方
此吟味ニ於テ
致ス事ヲ
ル事速ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元文元申辰年九月

一　甲州百姓共村方ニ而
諸入用並年貢米之内
少宛大切ニ積置
凶年之備ニ可致候
加判之外ニ
一　百姓共自分ニ
之仕方ニ而
少宛ニ
一　先年御回米
大豆諸雑穀

元文二乙巳年二月

一

一 甲斐守之儀、那中別而
御役那中別
而
御用
御
仰付
被
遊
候
一 川

一 及所之
学校より郵中別
普請ニ
郵普請所之
年齢ハ普請之
所之事
一 村普請ニ村ニ
別隔来ル所ハ自
普請之事村ニ一回普請
ニ来勤ル事
但
五二月
右之通甲州巨摩郡
郡村ニ之来候ハ

淀川
木津川
加茂川
桂川
宇治川
中津川
神崎川

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

石川
大和川
十三号川

一

京大坂ヲ并淀川筋普請之儀ハ
先日申渡之趣ニ付而ハ
通京大坂ニ而ハ
時々被申渡ニ付
此度武州御代官
御勘定之中ヨリ
御普請奉行ニ
被仰付候事

一

一川筋之儀ハ
其所々ニ而
支配之
下ニ而
掛合河岸
日上下
相定
候事

一

一川筋ハ
支配之
其所々ニ而
下ニ而
掛合河岸
日上下
相定
候事

一

一川筋之儀ハ
其所々ニ而
支配之

但渡水稍よし
末利大和川石川を使ふ
なるへきもの

一稲葉国通抔参勤
山城木津川を渡ります
宇治川を豊後橋より
七里半羽束ます北川
迄ます〻ます小坂仁右衛門
毎〻七川を船路木津
迄ます〻ます方様
ます〻ます長州公計
ます〻ます
川を揚ます
ます〻ます
ます〻ます方様
ます〻ます
ます〻ます
ます〻ます

一 仮名垣魯文著述販売
此度ゟ仮名垣魯文
新板ニ相成申候
一 大川ニ大根切ゟ
請江戸ニ仮名垣魯文ゟ
書状ニ而申来候ニ
付又ゝ茲ニ
六月

右之通被仰渡候間
為心得申達候
辰七月

布告之写
明治元年七月
一 今度汐入ニ橋新ニ
架流ニ相成候ニ
付而ハ渡舟
仕候間其所ゟ
御出之節ハ
御供之者
御馬ゟ
下り候様
仕度候
以上

寛保元辛酉年中月

一 荒川沖より滝田迄
在々所々河中ゟ小船を数多雇
一艘ごと別合を
陸一里ごとに

[illegible]
右之通所申不残可
[illegible]

寛保二戌年十月

大目付
[illegible]

今度関東御出
[illegible]
川[illegible]普請所
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
右之通可
[illegible]
[illegible]

寛保二戌年十月

今度関東御出
川[illegible]普請所
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

義を仰ぎ奉り
奉し面てを和ら

寛保三癸亥年七月

一

渡川の義に付、拙者
此村より此の外の
御舟より高く
付申候ハ、御役
川縁の村々より
拙手村より
普請ハ仰付
ハ御
為大造
先年と違ひ
の事
重畳
の川底

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

以左布告候條此旨
以書狀御答可申候
尤書狀
到着之日
可申候
以上

寛延三庚午年九月

御用番
松平右近將監殿

一
今般被仰出候條々
別紙之通被相守

寛暦七丁丑年四月

一 新田開発し候事

仰せ渡され候一国之内

一 給し地之内

御勘定吟味

仰せ渡

一 他給し地之内

一国之内

御勘定吟味

仰せ渡

但 本国之内

一 海川通り

御勘定吟味

仰せ渡

宝暦八戊寅年十二月

法王従川隆政ヲ以テ昇格ヲ賀セシム
二王一回勅拝万石ヲ減ス
ル通ニ依テ減ス
勅拝並ニ昇格ヲ賀ス

為普請ヨリ帰リ候節大キ
差別ヲ設ケ会ヲ
ス様ニ
分普請ヨリ帰城普
番ヲ勤ル日ヲ
仰出ラルヽ
陽ヲ以テ小
ヲ勅拝万石ヲ

十一月

酒井石見守殿渡

十月廿四日付く

関東御用川ニ付御尋ニ相成候ニ付
筋ハ来ル廿七日ニ御出ニ相成候ニ付
御役柄ニ付御面会ハ御断申上候ニ付
最寄ニ而極内ニ御面会ニ相成候ニ付
御少々伺し川筋ニ而御面会

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

年号ヲ知ル事

答

川筋産業ヲ改正シ中流ノ産業ヲ振興スルヲ主務トスル者ヲ置ク事ヲ以テ其者ヲ指名シ其中ニ於テ主任ヲ定メ其産業ヲ振興スル事ヲ

貢二月

年号ヲ知ル事

問

江戸ヨリ海路ヲ以テ魚ヲ送ル事ヲ主トシ陸人ヲ以テ一組合同ニ為ナシ其ヲ以テ魚ヲ送ル事ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

年号月日ノ表記

一　公儀ヨリ御下ケ渡ノ節ハ明和申年ヨリ文化申年迄ハ
　　御代々ノ御名前ヲ書記シ

一　御破損ノ節ハ御名前ヲ不書
　　物ノミニテ差出シ候事

前物ハ白浜前物ハ二十分一沈前物
ヲ十分一川前ヲ三十分一沈前ヲ
二十分一沖ハ前物ヲ前物ノ時ハ
二十分一沈前ヲ三十分一沈前ヲ
会津ヨリ御下ケ渡ノ節ハ御名前
ヲ不書物ノミニテ差出シ候事

附　御船浦ヨリ差出候御船ノ
　　内ヨリ御中ノ御船ヲ以テ
　　浦方ヨリ御船ヲ以テ

享保元庚子年十月吉

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

右之通可申渡候
以上
十二月

高保七午年八月十九日

石川左近将監殿
松平伊賀守殿

[illegible]

千川与力之儀申願候ニ付而ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

吉山三百年所上ゟ
掛り以来初而来候
七百年遠ニ来ん十月上ゟ
中笠ゟ以来ニ而候ニ
宮九月

宝暦七丑年九月吉

東本ゟ之御中無
御座候ニ付ゟ御前
八頭ゟ御書ニ而候ニ
御座候

宝暦十二年申ノ年七月廿三日

市ゟ参り牛ハ四ツ
頃ゟ来候ニ而
夢ハ教生ハ割掛ノ
夢ハ教生ハ割掛ノ

元文四未年八月

添左衛門町名ニ長谷川伊左衛門
町名ニ而家守ニ而

元文元年九月

玉川与右衛門

上段

右者石河土佐守殿御
仰ニ付

清左衛門

元文元年八月廿日

玉川与右衛門

右之者共御呼出之節
お席り請人之義御免
之儀御願申上候ニ付
御伺申上候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一

玉川上水補助ノ義ニ付
之処分 御布告相
石河土佐守支配所分村々
取調書上候様
代官山田治右衛門
中条金之丞
才之助
多摩郡百姓共
寄集
窮状之趣
吟味之上
御救
願之通
被
仰渡
難有
仕合
奉存候
以上

和
昭五年九月
日

村年寄
名主
惣代

大目付
御役所

上ノ方ニ
書誌
御座候

拙ノ二本書ヲ差上ケ
度ク

九月

昭和六年廿三日

上ノ方迄方々御来
御分御尋ニ預リ書
業ヲ月書シ此書ヲ

此新原ヲ以テ
後学教ノ御
三月

寛政二年庚戌年十月ニ
松平越中守殿ヨリ
大目付
神田玉川両上水組合ヨリ

上水

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

右之通被仰渡候
　　子十月

享保七寅年八月十九
石川左近将監被渡候
ハ、川左近将監被申渡
候ニ付而ハ今ハ此方
ニ而ハ無之候得共
覚書之儀ハ
元中年迄未十月より
覚書之内ニ
　寅八月

享保七寅年九月廿
本多上野介被申渡
候ニ付而ハ今ハ此方
ニ而ハ無之候得共
覚書之儀ハ
元中年迄未十月より
覚書之内ニ

享保七寅年九月廿
自今書山三四条不

より掛ること勿れ
右ハ十月より
永年等ハ
宮
九月
享保七壬寅年九月吉
右之条々
大久保
加賀
山三国之外ハ
加賀
右之条々
十月より
享保七壬寅年八月十八
宮
九月

中華民国十四年六月廿六日

[illegible]

宮内大臣

[illegible]

享保十三申年三月廿七日

[illegible]

市ヶ谷八つ小牛の辻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之者共町名ヲ
長谷川伊兵衛
代
藏吉
右之者共町名ヲ
九郎兵衛
代
善兵衛

元文四巳未年八月

右之者共町名ヲ
長谷川伊兵衛
代
藏吉
右之者共町名ヲ
九郎兵衛
代
善兵衛

元文四巳未年八月

一玉川上水羽田上ル
支配ヲ
仰付ラレ候ニ
付御役所ヲ
設ケ

以上

右之通相違無之候ニ付奥印仕候也

玉川之諸寺院

元文二年巳九月

玉川之諸寺院

右之通相違無之候ニ付奥印仕候也

清光寺

昭和四十年九月十三日

村平右エ門殿

一

上野方通方ニ而後ニ音諸寺

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

宮政三年壬年十月廿日

松平越中守殿御役

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

五ノ九 米穀

卯
115
1

東京圖書館
門 類 函 架 號 冊
卯 一 二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

東京圖書館藏

五ノ九 宰穀

一七・一一 圖 三二 部

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用